

庁 議

日時：10月3日（月）AM8：30 <庁議室>



【市長挨拶】

【協議事項】

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 市民生活部長 |
| 2 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 福祉こども部長 |
| 3 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 福祉こども部長 |
| 4 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 5 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 6 損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について | 都市政策部長 |

【連絡事項】

- | | |
|---|----------|
| 1 第2次太田市総合計画「第7次実施計画」の策定について | 企画部長 |
| 2 旧葦川西小学校跡地利用に係る公募型プロポーザル選定結果の報告について | 企画部長 |
| 3 市公式LINEの機能強化について | 企画部長 |
| 4 令和5年度予算編成方針について | 総務部長 |
| 5 OTAアリーナ（仮称）を核としたまちづくりに関する調査・研究企画立案業務委託プロポーザル審査の結果報告について | 文化スポーツ部長 |
| 6 太田市総合体育館ネーミングライツスポンサー優先交渉権者の決定について | 文化スポーツ部長 |
| 7 太田市高齢者補聴器購入費助成事業の実施について | 福祉こども部長 |
| 8 HPVワクチン予防接種費用の償還払いについて | 健康医療部長 |
| 9 太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置事業の実施について | 消防長 |
| 10 令和4年度太田市民文化功労賞・奨励賞受賞者の決定について | 教育部長 |
| 11 太田市産業環境フェスティバルの開催について | 産業環境部長 |
| 12 マイナンバーカード申請サポートの結果報告について | 市民生活部長 |

【その他】



◆ 次回庁議予定 ◆ 10月24日（月）AM8：30～ <庁議室> 案件名報告：10月12日（水）PM5:00
資料提出：10月17日（月）PM5:00

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線2400



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年9月22日	人的損害賠償額 600,167円 (600,167円)	10 割	令和4年5月30日、太田市矢場新町117番地13付近の県道において、職員が市営無料バスを運転していたところ、前方不注意により信号待ちで停車していた乗用車に追突し、当該乗用車が前方に押し出され、その前方に停車していた社用車に衝突し、乗用車及び社用車の所有者である相手方に損害を与え、並びに相手方が負傷したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償表の事故については、今回、社用車の人的損害に関してのみです。

3 損害賠償の支払い

(1) 損害賠償表における人的損害について、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

(2) 物的損害について、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。(専決処分日 令和4年7月11日)

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年10月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 公共バス運行管理係 55-4666 タイリン

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年9月22日	510,928円 (510,928円)	10割	令和4年6月1日、太田市熊野町の会社敷地内において職員が車を止めようとしたところ駐車スペースの屋根に公用車のルーフが当たり、相手方の屋根を損傷させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応します。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年10月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉こども部 障がい福祉課 福祉事業係 32-4220 ダイヤル

- 内容【 1.協議事項】
- 公開【 1.可】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	物的損害 に係る 過失割合	事故概要
1	令和4年9月22日	物的損害賠償額 79,684円 (88,538円)	9割	令和4年7月12日午前8時26分、太田市熊野町1番1号付近の県道にて、職員が公用車を運転していたところ、自転車走行中の複数の高校生の一人在車道にはみ出した植え込みを避けようとして減速。そこに別の高校生が接触し転倒。転倒した高校生に怪我はなかったものの、自転車の後輪に公用車のタイヤが乗り上げ、相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載の他、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償表の事故については、今回、物的損害に関してのみです。

3 損害賠償の支払い

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法180条第2項の規定により、令和4年10月委員会協議あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 子育てそうだん課

子ども発達支援センターにじいろ 55-2148

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和4年9月7日	679,718円 (971,025円)	7割	令和4年7月18日、太田市新野町1160番地付近の市道において、相手方が自己の所有する乗用車を運転中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、当該乗用車の左前輪タイヤ及び左後輪タイヤが破損し、並びに左前輪タイヤホイール及び左後輪タイヤホイール等が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険(株)道路賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年10月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失割合	事故概要
1	令和4年 9月 6日	人的損害賠償額 122,095 円 (122,095 円)	10割	令和4年4月28日午後1時23分頃、太田市飯塚町2057番地付近の市道において、職員の運転する公用車が後退し、転回しようとしたところ、後方不注視により当該公用車の後方に停止していた乗用車に衝突し、当該乗用車が損傷し、及びその運転者である相手方が受傷したものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償表の事故については、今回、人的損害に関してのみです。

3 損害賠償の支払い

損害賠償表における人的損害について、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

なお、物的損害については、同じくあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。（専決処分日 令和4年7月26日）

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年10月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを、報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失割合	事故概要
1	令和4年 9月 6日	人的損害賠償額 944,515円 (1,049,465円)	9割	令和3年11月9日、太田市西本町37番3号付近の県道において、職員が運転する公用車が西進し、当該県道北側に接道する店舗駐車場に進入するため当該県道を右折したところ、前方不注意により、当該県道の北側歩道を西進していた相手方が運転する自転車の前方部分に接触し、相手方が受傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償表の事故については、物的損害は発生しませんでした。

3 損害賠償の支払い

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年10月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 維持保全係 内線1111 32-3491 タイヤイン

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200

【表題】

第2次太田市総合計画「第7次実施計画」の策定について

【目的】

実施計画は「第2次太田市総合計画」の目指す将来の都市像「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」を実現するため策定する計画で、ローリング（見直し）しながら毎年度策定します。総合計画（後期行動計画）期間内に実施する事業を、財政計画と整合を図り取りまとめた計画であり、関係年度の予算編成の指針となります。

【概要】

1 計画の概要

- (1) 計画期間 令和5年度から令和6年度までの2年間
- (2) 計画概要 後期行動計画で掲げた各施策や3つの重点取り組み事項（①災害に強い安全なまちづくりの一層の推進、②スポーツによるまちづくり・地域活性化の推進、③市域の均衡ある発展と次世代につなぐまちづくりの推進）を推進し、少子高齢・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを行うこととします。
- (3) 実施事業 120事業（事業費の内訳は裏面参照）

2 総事業費及び投資的経費（普通建設事業費）

（単位：円）

	総事業費	総事業費のうち投資的経費 （普通建設事業費） A	財政計画 B	比率 A/B
R5年度	157億 840万 9千	128億 6,931万 7千	128億 9,093万 8千	99.8%
R6年度	124億 6,488万	93億 3,176万 7千	93億 6,731万 5千	99.6%

3 今後の予定

- ・庁議終了後、公開羅針盤V4に掲載
- ・総務企画委員会協議会提案後、全議員及び報道機関各社に冊子を配付

【備考】

*問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 47-1892（ダイヤル）内線2293

■ 事業費総括表

・ 総事業費 (事業数：120事業)

[単位：千円]

総事業費	年度	事業費	左の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	R5	15,708,409	1,146,978	214,187	6,639,000	2,296,191	5,412,053
	R6	12,464,880	1,243,601	228,982	4,642,200	132,891	6,217,206

・ 事業費の内訳 (投資的事業数：87事業、非投資的事業数：33事業)

[単位：千円]

投資的経費	年度	事業費	左の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	R5	12,869,317	1,107,612	101,341	6,639,000	2,200,350	2,821,014
	R6	9,331,767	1,155,495	114,266	4,532,600	2,605	3,526,801
非投資的経費	年度	事業費	左の財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	R5	2,839,092	39,366	112,846		95,841	2,591,039
	R6	3,133,113	88,106	114,716	109,600	130,286	2,690,405

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線 (TEL) 3600



【 表 題 】

OTAアリーナ（仮称）を核としたまちづくりに関する調査・研究企画立案業務委託
プロポーザル審査の結果報告について

【 目 的 】

令和5年に太田市総合体育館が開業予定であること、太田市がプロバスケットボール
チームの本拠地になっていることを活かして、太田市におけるスポーツのある未来の姿
について調査・研究・企画立案業務を公募型プロポーザル方式により実施し、請負業者
の選定結果を報告するものです。

【 概 要 】

- 1 事業名 OTAアリーナ（仮称）を核としたまちづくりに関する調査・研究
企画立案業務委託プロポーザル
- 2 特定業者 株式会社スポーツマーケティングラボラトリー
- 3 参加業者 4者
- 4 選定日 令和4年9月27日（火）
- 5 選定委員 5名
- 6 事業費 26,400,000円（消費税を含む）
- 7 事業期間 契約日～令和5年3月31日

【 備 考 】

問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ係 外線45-8118

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線3600



【 表 題 】

太田市総合体育館ネーミングライツスポンサー優先交渉権者の決定について

【 目 的 】

太田市総合体育館の維持管理費の縮減を目的としたネーミングライツスポンサーを募集し、その優先交渉権者が決定したことを報告するものです。

【 概 要 】

- 1 対 象 施 設 太田市総合体育館
(太田市飯塚町1059番地1 太田市運動公園内)
- 2 愛 称 OPENHOUSE ARENA OTA
(おーぷんはうす ありーな おおた)
- 3 優先交渉権者 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡 良介
- 4 契 約 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間)
- 5 契 約 金 額 1,000万円(年額・税抜き)
- 6 募 集 内 容
 - ① 募集期間 令和4年7月1日(金)から令和4年8月5日(金)
 - ② 応募者数 1者
 - ③ 選定方法 選定委員会(行政内部)による選定
- 7 そ の 他
 - ・優先交渉権者と契約を締結(10月5日(水)予定)
 - ・定例記者会見(10月11日(火))にてプレスリリース予定

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 市民体育館建設係
ダイヤル 55-2550

- 内 容 【2. 連絡事項】
- 公 開 【1. 可】
- 公開時期 【2. 委員会・委員会協議会后】

福祉こども部長 氏名 富岡和正 内線 (TEL) 2500



【表題】

令和4年度 太田市高齢者補聴器購入費助成事業の実施について

【目的】

聴力の低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、聴力低下による閉じこもりにならないよう高齢者の外出及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

【概要】

- 1 申請期間 令和4年10月17日（月）～令和5年2月28日（火）
- 2 対象者 次の要件をすべて満たす人
 - ・市内に在住する65歳以上の高齢者
 - ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない
 - ・両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師より補聴器の使用が必要であると認められた人
- 3 助成額 30,000円（上限）
※補聴器購入に要した費用の2分の1の額で、1人1回限りの助成
- 4 申請方法 補聴器購入前に長寿あんしん課へ相談していただき、耳鼻咽喉科を受診して申請書を提出
- 5 その他 広報おおた10月15日号で周知。

【備考】

- * 問合せ先 福祉こども部 長寿あんしん課 いきがい推進係 内線 2541
47-1829 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 櫻井 修一 内線 (TEL) 33-0202



【 表 題 】

太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置事業の実施について

【 目 的 】

住宅用火災警報器の普及を図り、火災から高齢者の生命、身体及び財産を守るため、太田市内に居住する高齢者の世帯に対し、住宅用火災警報器を設置するものです。

【 概 要 】

- 1 実施主体 太田市消防本部
- 2 事業期間 令和4年11月1日（火）から令和4年12月25日（日）
- 3 対象世帯 70歳以上の一人暮らし高齢者世帯
（ふれあい相談員が担当する約2,300世帯のうち1,113世帯）
- 4 業務内容 ふれあい相談員の実態調査に基づき、該当者の申請により住宅用火災警報器の取付けを行います。
- 5 事業実施者 消防職員及び消防団員
（1日6世帯実施、合計延べ日数35日、延べ班数187班、延べ人数390名）
- 6 費用等 住宅用火災警報器は消防本部が購入し、該当者に対しては譲与します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 予防課 予防係 33-0202 タヤリン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 榎原 明憲 内線 (TEL) 1301



【 表 題 】

令和4年度太田市民文化功労賞・奨励賞受賞者の決定について

【 目 的 】

太田市の芸術、文化の分野において顕著な業績をあげ、太田市の文化の向上・発展のために貢献した個人に太田市民文化功労賞を、また、その各分野において活躍し、将来を期待される個人に太田市民文化奨励賞を贈呈し、市民文化活動の奨励・高揚を図ることを目的とします。

【 概 要 】

1 選考委員会 日時 令和4年8月22日（月）、午後1時30分～2時45分
会場 太田市役所9A会議室

2 選考結果 ○太田市民文化功労賞受賞者 2名

かわ しま よし こ 造形芸術分野 書道
川 島 芳 子

ひら ばやし こう いち 表現芸術分野 写真
平 林 幸 一

3 表彰式 日時 令和4年11月3日（木・祝日）、午前10時～
会場 太田市学習文化センター 展示ギャラリー

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 生涯学習課 社会教育係 外線 22-3442

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線 (TEL) 2600



【 表 題 】

太田市産業環境フェスティバルの開催について

【 目 的 】

本市の産業振興を目的とした産業フェスティバルと環境啓発としての環境フェアを合同開催するものです。

【 概 要 】

- 1 日 時 令和4年11月13日(日) 11:00~18:00
※花火17:30~18:00
- 2 会 場 エアリスアリーナ、新田庁舎・新田保健センター駐車場、
新田陸上競技場(花火・ステージイベント会場)
- 3 主 催 太田市産業フェスティバル実行委員会(出展予定:70団体)
太田市環境フェア実行委員会(出展予定:25団体)
太田市花火実行委員会
- 4 事業内容
 - ・産業フェスティバル 産業関連団体による活動展示、地場製品の販売、ものづくり体験、富士スバル(株)による車両展示、スタンプラリー、ステージイベントなど
 - ・環境フェア 環境関連団体による活動展示、ソーラートレイン運行、リサイクル製品・エコグッズ販売
 - ・花火 フィナーレは新田陸上競技場内で音楽と花火のシンクロを楽しんで頂きます。
低空の仕掛け花火など打上数3,000発
(同時開催) まちの先生見本市

【 問い合わせ先 】

- ・産業フェスティバル 産業政策課 工業振興係 内線2644 47-1834
- ・環境フェア 環境対策課 環境保全係 内線2621 47-1893
- ・花火 観光交流課 観光交流係 内線2633 47-1833

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

マイナンバーカード申請サポートの結果報告について

【 目 的 】

マイナンバーカード未取得の市民に対して申請サポートを行うことにより、カードの普及促進を図りました。その結果を報告いたします。

【 概 要 】

1 太田市役所本庁舎2階ラウンジ特設窓口

実施期間：令和4年7月19日（火）～8月31日（水） 9：00～17：00

※平日のみ、但し7月24日（日）及び8月28日（日）はマイナンバーカード臨時交付日に併せ、申請窓口を開設。

申請者数：2,444人（1日平均74人）

2 太田行政センターを除く各行政センター（13カ所）

実施期間：令和4年9月6日（火）～9月30日（金） 10：00～16：00

※各行政センター1カ所につき、1日開催。

申請者数：2,228人（1日平均171人）

日付	会 場	人数	日付	会 場	人数
9/6(火)	九合行政センター	179	9/21(水)	毛里田行政センター	134
9/7(水)	沢野行政センター	170	9/22(木)	尾島行政センター	228
9/8(木)	菰川行政センター	116	9/27(火)	生品行政センター	126
9/9(金)	鳥之郷行政センター	148	9/28(水)	木崎行政センター	139
9/14(水)	強戸行政センター	128	9/29(木)	綿打行政センター	128
9/15(木)	休泊行政センター	140	9/30(金)	藪塚本町行政センター	297
9/16(金)	宝泉行政センター	295	合 計		2,228

3 情報管理課の事前予約制の出張申請受付

実施期間：令和4年8月8日（月）～9月30日（金）

申請者数：18件 256人

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録2係 内線2417 47-1823[※] イレイン